

## 会議等の公開について

第4回会議では、サウンディング調査の結果など、現時点では公に公開していない非公開情報を取り扱うことから、次のとおり、案件(2)「サウンディング調査結果について」を非公開案件（案件(3)(4)は公開案件）として取り扱うことについて御審議をお願いします。

### 1 会議の公開・非公開について

委員会の会議は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号）第31条第3項及び厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）第26の規定により、公開するものとしています。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができるとしています。

#### (1) 非公開情報に該当する事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

厚木市情報公開条例第7条第3号（審議、検討等に関する情報）

(3) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国の機関等（国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【解釈】（抜粋）

5 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある」情報を整理すると、次のとおりである。

(2) 未成熟な情報であって、公にすることにより市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報